

「約款」の保険法対応および平明化について

住友生命保険相互会社（社長 佐藤 義雄）は、生命保険の契約時にお客さまへお渡しする冊子「ご契約のしおり（一定款）・約款」のうち、約款（お客さまと保険会社との間で締結する契約内容を記載したもの）部分について、平成22年4月1日施行の保険法に対応する改定を行います。あわせて、約款のわかりやすさ向上に向けた対応を行います。

当社は、すでに実施済みの「約款のCD-ROM化」をはじめとして、従来からお客さまに契約内容のご理解を一層深めていただけるよう取り組んでおります。今後も引き続き、お客さまの声を経営に積極的に活かしてまいります。

【約款の主な改定ポイント】

1. 保険法への対応

a. 背景

「保険法」は、現行商法の保険契約に関するルールが約100年ぶりに見直され、独立した新しい法律として制定されたもので、平成22年4月1日に施行されます。これに伴い、保険会社は各保険商品の約款の見直しが必要になります。

b. 約款の見直しの内容

保険法	約款の見直しの内容
・保険契約者等の保護のための規定が整備されました。	告知義務違反による解除 ・告知義務違反（保険加入の際に、健康状態について故意に事実と違うことを告知した等）があった場合でも、当社の保険媒介者（営業職員等）の告知妨害等があったときは、原則として当社は保険契約を解除しない旨を規定します。
	保険金等の支払期限 ・保険金等の支払期限を原則5営業日とし、例外として、事情の確認（告知義務違反の調査等）が不可欠な場合の確認事項や支払期限等について明確に規定します。また、支払期限よりも遅延して支払う場合の遅延利息について規定します（個人向け商品）。
	その他 ・解約返戻金の差押債権者等が保険契約を解除しようとした際に、保険金受取人がその契約を継続できる制度（介入権）など、保険法で導入・整備された規定に沿って約款の見直しを行います。

保険法	約款の見直しの内容
・保険金受取人の変更についての規定が整備されました。	保険金受取人の変更の要件明確化 ・保険契約者が保険金受取人の変更手続きをする際の要件について、当社への通知により変更する場合や、遺言により変更する場合などの場面に応じて明確化します。
・モラル・リスクの防止のための規定が新設されました。	重大事由による解除 等 ・重大事由による解除（保険契約者等が、当社との信頼関係を破壊し、保険契約の存続を困難とするような保険制度の悪用行為を行った場合には、当社が保険契約を解除できるという制度）などの約款規定を、保険法に沿った内容に見直します。

2. 約款のわかりやすさ向上（平明化）

保険法への対応とあわせて、個人向け商品すべての約款について、以下の対応を行います。

a. レイアウトの工夫

「表」や「補則欄」の活用などにより、より見やすいレイアウトに変更します。

対応	内容
(1) 表形式の活用	表形式を積極的に使用してメリハリのきいた構成に変え、読みやすさを向上させます。
(2) 補則欄の活用	約款の文章中の補足的な説明を「補則欄」に出し（ページ下部にまとめます）、文章を短縮して読みやすさを向上させます。
(3) 平易化、簡素化	専門的な表現を、より一般的でわかりやすい表現に改めます。 <例>「とき」と「時」（前者は条件、後者は時点を表す）が混在する文章は、「とき」を「場合」に書き換えます。 また、約款以外の書面で代替できている規定を簡素化します。
(4) 見やすさ向上	冊子をA5版からA4版に拡大して文字を大きくする、約款の常用外漢字に振り仮名をつける等により見やすさを向上させます。

b. 「責任開始前発病不担保条項」の見直し

責任開始前発病不担保条項（疾病保険の保障範囲を「責任開始以後に発生した疾病」に限定する条項）について、次の場合には、責任開始前に発生した疾病であっても保険金等を支払う旨を規定します。

- (1) 正確で十分な告知等があり当社が発病を知っていて契約を引き受けた場合
- (2) 病院の受療歴等がなく、発病の認識・自覚もない場合

c. その他の見直し

災害給付の要件となる「不慮の事故」について、より透明性の高い定義方法に変更するなど、約款をより平易・明確にするための諸改定を行います。

(※) 約款の切替えは平成22年3月頃までに行う予定です。

以 上

約款レイアウトのイメージ

◆従来の約款（A5版）

2. 保険金の支払い
（死亡保険金の支払い）
第2条 被保険者が次のとき（公的機関の証明等により死亡が確認されたときを含みます。以下同じ。）は、死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

（高度障害保険金の支払い）
第3条 ①被保険者が、責任開始期（復活の催告には最後の催告の日の責任開始期とします。以下同じ。）以後に発生した傷害または疾病により、別表1のいずれかの高度障害状態（後述に定めるところにより認定します。以下同じ。）になったときは、高度障害保険金を被保険者に支払います。
② 前項の場合、被保険者が責任開始期前にすでに障害状態になっていたときでも、責任開始期以後に発生した傷害または疾病を原因とする障害状態を含めることにより別表1のいずれかに該当したときは、同様に取扱いします。ただし、責任開始期以後に発生した傷害または疾病は、責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。
③ 前1項の高度障害保険金額は、死亡保険金額と同額とします。
④ 高度障害保険金を支払ったときは、被保険者が高度障害状態になった時から保険契約は消滅します。
⑤ 前1項にかかわらず、保険契約および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人を含みます。）が同一法人の場合には、高度障害保険金をその法人に支払います。

（保険金の支払いに関する補則）
第4条 ①高度障害保険金を支払う前に死亡保険金の支払請求を受け、死亡保険金が支払われるときは、会社は、高度障害保険金を支払いません。
② 高度障害保険金が支払われた場合には、その支払い後に死亡保険金の支払請求を受けても、会社はこれを支払いません。

（戦争その他の暴力の被害の特例）
第5条 ①被保険者が戦争その他の暴力により死亡した場合は高度障害状態になった場合と、戦争その他の暴力により死亡した場合は高度障害状態になった被保険者の額の増加がこの保険の計画の基礎に重大な影響を及ぼすときは、その程度に照し、死亡保険金または高度障害保険金の金額を削減して支払いはその金額の金額を支払いません。
② 死亡保険金を支払わないときは、責任準備金を保険契約者に支払います。

（保険金の受取方法の選択）
第6条 保険契約者（保険金の支払いの際は、保険金の受取人）は、保険金（保険金ととも支払われる金銭を含みます。）を一時的に受け取る方法に代えて、保険金額が会社の定める金額以上であることその他の会社の定める条件を満たす場合に限り、年金で受け取る方法を選択して受け取る方法を選択することができます。

3. 保険金を支払わない場合
（死亡保険金を支払わない理由）
第7条 ①被保険者が次のいずれかにあつたとき、死亡保険金を支払いません。
1. 自殺。この場合、責任開始の日（復活の催告には催告の日とします。以下本条において同じ。）から起算して3年以内の死亡に限り、
2. 犯罪行為または死罪の執行。この場合、責任開始の日から起算して1年以内の死亡に限り、
3. 死亡保険金受取人の故意。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人に支払います。
4. 保険契約者の故意
② 死亡保険金を支払わないときは、責任準備金を保険契約者に支払います。ただし、保険契約者の故意によるときは支払いません。

（高度障害保険金を支払わない理由）
第8条 被保険者が次のいずれかにより高度障害状態になったときは、高度障害保険金を支払いません。

◆新しい約款（A4版）

2. 保険金の支払い・保険料の払込免除

（死亡保険金の支払い）
第2条 表1に定めるところにより、死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

1. 支払理由	被保険者が死亡したとき ^[1] に支払います。
2. 支払額	死亡保険金額を支払います。

第3条（高度障害保険金の支払い）
① 次表に定めるところにより、高度障害保険金を被保険者に支払います。

1. 支払理由	被保険者が、責任開始期 ^[1] 以後に発生した傷害または疾病を直接の原因として、高度障害状態（別表1）になったときに支払います。 ^[2]
2. 支払額	死亡保険金額と同額を支払います。

② 前項にかかわらず、責任開始期^[1]前に発病した疾病を直接の原因として前項に定める高度障害保険金の支払理由に該当し、かつ、
1. 保険契約者の死亡により、会社が、前項より前記その疾病に関する事実を知らなかったことにより、その承諾した範囲内で高度障害保険金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
2. その疾病について、責任開始期^[1]前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、高度障害保険金を支払います。ただし、その疾病による病状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
③ 高度障害保険金を支払った場合には、被保険者が高度障害状態（別表1）になった時から保険契約は消滅します。
④ 第1項にかかわらず、保険契約者および死亡保険金受取人^[3]が同一法人の場合には、高度障害保険金をその法人に支払います。

第4条（保険金の支払いに関するその他の事項）
① 高度障害保険金を支払う前に死亡保険金の支払請求を受け、死亡保険金が支払われるときは、会社は、高度障害保険金を支払いません。
② 高度障害保険金が支払われた場合には、その支払い後に死亡保険金の支払請求を受けても、会社はこれを支払いません。

第5条（保険金の受取方法の選択）
保険契約者^[1]は、保険金^[2]を一時的に受け取る方法に代えて、年金で受け取る方法または一括して受け取る方法を選択することができます。^[3]

第6条（保険料の払込免除）
① 次表に定めるところにより、保険料の払込みを免除します。

2. 2条補則	[1] 公的機関の証明等により死亡が確認されたときを含みます。以下同じ。
3. 3条補則	[1] 保険契約が復活された場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。 [2] 責任開始期前からの障害中、第1項第1号に定める原因による障害が加わって高度障害状態（別表1）に該当したときを含みます。ただし、責任開始期前と責任開始期以後で障害の原因となった傷害または疾病の間に因果関係のない場合に限り、 [3] 保険契約が復活された場合には、最後の復活の原因とします。 [4] 死亡保険金の一部の受取人を含みます。
5. 5条補則	[1] 保険金の支払いの際は、保険金の受取人となります。 [2] 保険金ととも支払われる金銭を含みます。 [3] 保険金額が会社の定める金額以上であることその他の会社の定める条件を満たす場合に限り、

表形式の活用

「補則欄」の活用